

台風等による警報発令時における市主催講座等の対応について

1 市主催講座について

(1) 春日井市に暴風警報及び特別警報（以下「警報」という。）が発令された次の場合、市主催講座を中止します。

- ①講座開始時刻の2時間前までに、警報が解除されない場合
- ②講座開始時刻の2時間前から開始時刻の間に、警報が発令された場合
- ③講座開催中に警報が発令された場合

なお、③については、状況によっては講座を継続する場合があります。

(2) 中止となった講座の振り替えについて

- ①講座開始前に講座を中止した場合は、可能な限り振り替えを行います。講師や会場の都合により振り替えができない場合もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ②講座開始後に中止となった場合は、原則として振り替えを行いません。

2 貸館受付初日抽選について

(1) 春日井市に警報が発令された次の場合、貸館受付初日抽選を中止します。

- ①抽選開始時刻の2時間前までに、警報が解除されない場合
- ②抽選開始時刻の2時間前から開始時刻の間に、警報が発令された場合
- ③抽選開催中に警報が発令された場合

なお、③については、状況によっては抽選を継続する場合があります。

(2) 中止となった貸館受付初日抽選の振り替えについて

中止となった抽選の振り替えについては、原則翌日としますが、施設によって異なる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

3 注意事項

(1) 警報が発令及び解除された時刻は、名古屋地方気象台が警報を発令・解除した時刻とします。

(2) 暴風警報及び特別警報以外の警報（大雨警報など）が発令された場合も、状況によっては講座及び抽選を中止することがあります。